



大津市公報

平成 28 年 6 月 1 日
号外 (第 46 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
67 大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則.....	1
68 大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	1
69 大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則.....	2
訓 令	
7 大津市事務決裁規程の一部改正.....	4

規 則

大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則を公布する。
平成28年 6 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第67号

大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市空家等の適正管理に関する条例(平成28年条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表)

第 2 条 条例第 9 条の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、大津市ホームページに掲載することにより行うものとする。

特定空家等又は特定法定外空家等の所有者等の住所及び氏名(所有者等が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定空家等又は特定法定外空家等の所在地及び種別
公表に至った経緯

(公示の方法)

第 3 条 条例第10条第 9 項の規則で定める方法は、公報及び大津市ホームページへの掲載その他の適切な方法とする。

(大津市特定空家等及び特定法定外空家等対策審議会)

第 4 条 大津市特定空家等及び特定法定外空家等対策審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、都市計画部建築指導課空家対策推進室において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 6 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第68号

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民病院の管理運営に関する規則 (昭和42年規則第29号) の一部を次のように改正する。

別表第 5 第 2 項の表内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下胃切除術又は腹腔鏡下胃全摘術の項中「650,000円」の次に「(先進医療として保険診療との併用が認められた場合は、550,000円)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 6 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第69号

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

大津市建築基準法等施行細則 (昭和47年規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項を次のように改める。

法第12条第 1 項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が、それぞれ同表の右欄に掲げる規模を有するもの (同項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして令第16条第 1 項に規定する建築物及び避難階以外の階をこれらの用途に供しないものを除く。) とする。

用途	規模
病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル又は旅館	床面積の合計が300平方メートルを超えるもののうち 2 階の部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
令第115条の 3 第 1 号に規定する児童福祉施設等	床面積の合計が500平方メートルを超えるもののうち 2 階の部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は 3 階以上の部分若しくは地階の部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は遊技場	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもののうち 2 階の部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店又は飲食店	床面積の合計が500平方メートルを超えるもののうち 2 階の部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
公衆浴場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもののうち 2 階の部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店又は遊技場のうち 2 以上の用途に供する施設	床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの

第 9 条中第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項中「報告に係る調査は、」を「調査は、同項の規定による」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項第 2 号の表中「及び防火設備」を「、防火設備、防火壁、防火区画、界壁、防火上主要な間仕切壁及び隔壁」に改め、同項第 3 号中「報告に係る」を削り、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 規則第 5 条第 4 項の規定により提出しなければならない同条第 3 項の報告書及び調査結果表並びに前項に規

定する書類の提出部数は、正本 1 通及び副本 1 通とする。

第 9 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の用途の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用途	報告の時期
劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外觀覧場を除く。）、公会堂又は集会場	平成 28 年及びその翌年から起算して 3 年ごとの年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店又は遊技場	
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店又は遊技場のうち 2 以上の用途に供する施設	
ホテル又は旅館	平成 29 年及びその翌年から起算して 3 年ごとの年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 15 項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）又は令第 115 条の 3 第 1 号に規定する児童福祉施設等	平成 30 年及びその翌年から起算して 3 年ごとの年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで
公衆浴場	

第 10 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 2 規則第 6 条第 4 項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

建築設備 法第 12 条第 3 項の規定による検査（次号において「検査」という。）に用いた資料等で市長が必要と認めるもの

防火設備 付近見取図、防火設備の位置を明示した各階平面図及び検査に用いた資料等で市長が必要と認めるもの

第 10 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「検査は、」を「法第 12 条第 3 項の規定による検査は、同項の規定による」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とする。

第 10 条の 2 の見出し中「建築設備等」を「昇降機等」に改め、同条中「前条第 1 項各号に掲げる建築設備又は工作物」を「昇降機である特定建築設備等（法第 12 条第 3 項に規定する特定建築設備等をいう。以下同じ。）又は令第 138 条の 3 に規定する昇降機等（以下この項において「昇降機等」と総称する。）」に、「（所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者）」を「又は管理者」に、「当該建築設備又は工作物」を「昇降機等」に、「建築設備等廃止・休止・再使用届」を「昇降機等廃止・休止・再使用届」に改め、同条を第 10 条の 2 の 2 とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（工作物の定期報告）

第 10 条の 2 規則第 6 条の 2 の 2 第 1 項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

- 2 規則第 6 条の 2 の 2 第 4 項の規則で定める書類は、法第 88 条第 1 項及び第 3 項において準用する法第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定による調査及び検査に用いた資料等で市長が必要と認めるものとする。
- 3 法第 88 条第 1 項及び第 3 項において準用する法第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定による調査及び検査は、これらの規定による報告の日前 3 月以内になされたものでなければならない。

4 規則第6条の3第5項第2号の規定による同条第2項第9号の書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日から起算して1年間とする。

「 廃 止

様式第5号の2中「第10条の2関係」を「第10条の2の2関係」に、建築設備等 休 止 届 を「昇降機
再使用 」

等廃止・休止・再使用届」に、「あて先」を「宛先」に、「第10条の2の」を「第10条の2の2の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定による報告を要する建築物であって、改正前の大津市建築基準法等施行細則第9条第1項の市長が指定する建築物以外のものに係る改正後の大津市建築基準法等施行細則（以下「新規則」という。）第9条第2項の規定の適用については、平成30年3月31日までの間は、同項中「平成28年及びその翌年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年の3月31日まで」とあるのは、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」とする。
- 3 小荷物専用昇降機及び防火設備（この規則の施行の際現に存するもの又はこの規則の施行の日から平成29年5月31日までの間に建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項（いずれも同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限り。）に係る新規則第10条第1項の規定の適用については、平成31年3月31日までの間は、同項中「毎年4月1日から翌年の3月31日まで」とあるのは、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」とする。

訓 令

大津市訓令第7号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月1日

大津市長 越 直 美

別表第1号の表2の部3の項第2号を次のように改める。

所属職員の時間 外勤務及び休日勤 務の命令									
ア 市長が指定す る場合									
イ アに掲げる場 合以外の場合									

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。